

議第42号

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のとおり告発する。

令和7年6月26日提出

提出者 檀原市議会議員 うすい 卓也

賛成者 檀原市議会議員 竹 森 衛

1 告発人

橿原市議会議長 うすい 卓也

2 被告発人

██████████

3 告発の趣旨

被告発人の次項に掲げる行為は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

4 告発事実

本市議会は地方自治法第１００条第１項の権限を「燃料油（白灯油、ＬＰガス）の購入契約に関する１００条調査特別委員会」に委任したところ、令和６年８月３０日に同委員会が行った証人尋問において、被告発人は、虚偽の陳述を行った。

5 告発に至る経緯

本市議会では、市が締結する燃料油（白灯油、ＬＰガス）購入契約について、予算特別委員会における令和６年度一般会計予算の審議の中では、当該契約内容の正当性に係る疑義を完全に払拭することができなかった。事実関係を解明し、事務の改善につなげる必要があるため、令和６年３月２７日、地方自治法第１００条第１項の規定

に基づく権限を委任した「燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会」（以下、「委員会」という）を設置した。

委員会は本件調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により、令和6年8月30日、被告発人を「選挙人その他の関係人」として、証人尋問を行った。被告発人は、証人尋問の際、同条第2項において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）に関する法令の規定により宣誓した上で、委員会委員長からの令和4年5月24日から令和6年5月23日までの榎原プロパンガス商工協同組合での役職を問う質問に対し、「令和4年……。いえ、何もないはずです、役職としては。」「令和3年に議員になった際にその職は下りさせていただいた認識でおります。」と証言し、理事であったことを否定した。

しかし、榎原プロパンガス商工協同組合の令和3年度から令和5年度までの通常総会の議事録には、被告発人が決算関係書類を報告し、収支予算案を説明するとともに、出席理事として議事録に押印している。また、令和4年度通常総会において、被告発人は理事に推薦され当選し、理事の就任を承諾している。そして、同通常総会后に実施された理事会において、被告発者は、互選で副理事長に選任され、選任を承諾するとともに、出席理事として、理事会議事録に押印している。

以上から、被告発人の上記証言は、客観的真実に合致していないのみならず、被告発人の記憶に反する陳述であるといえ、告発を行うものである。

理由 令和6年8月30日、地方自治法第100条第1項の規定に基づいて、「燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特別委員会」が実施した証人尋問において、被告発人が上記のとおり被告発人の記憶に反する陳述を行ったことから、同条第9項に基づき告発するため、議会の議決を求めるもの